

■ビルトイン式電気食器洗機の点検基準

平成21年4月1日に施行された改正消費生活用製品安全法で規定された点検基準に準ずる。

| 型式の区分 | | 点検基準 | | 点検内容の解説 | 主要な安全視点 |
|-------|----|----------------------------------|---|--|--|
| 要素 | 区分 | 点検項目 | 点検内容 | | |
| 共通の事項 | — | 設置状態 | (1)機器固定用金具を有するものにあっては、機器固定用金具の変形がないこと。 (2)固定ねじの緩みがないこと。 | 機器固定用金具に変形がないことを目視で確認する。また、固定ねじの緩みがないことをドライバーなどで確認する。 | 経年劣化や環境ストレスによる固定用金具の変形や破損、固定ねじの緩みは、機器の転倒などの事故の原因となる。 |
| | | 本体外装 | 熱による著しい変形、変色又は損傷がないこと。 | 本体外装に熱による著しい変形、変色又は損傷がないことを目視で確認する。 | 内部からの異常発熱は、発煙、発火の原因となるおそれがある。 |
| | | 本体内部(水槽) | 熱による著しい変形、変色又は損傷がないこと。 | 本体内部の水槽に熱による著しい変形、変色又は損傷がないことを目視で確認する。 | 異常発熱は、発煙、発火の原因となるおそれがある。 |
| | | 電源接続部及び接地 | (1)電源接続部に変形、変色、損傷、腐食又はほこりの堆積がないこと。 (2)電源電線を有するものにあっては、電源電線の被覆に損傷がないこと。 (3)電源電線を有するものにあっては、差し込みプラグにほこりが堆積していないこと。 (4)アース線がアース端子に確実に接続されていること。 | <ul style="list-style-type: none"> 電源接続部に変形、変色、損傷、腐食又はほこりの堆積がないことを目視で確認する。 電源電線を有するものにあっては、電源電線の被覆に損傷がないことを目視で確認する。 電源電線を有するものにあっては、差し込みプラグにほこりが堆積していないことを目視で確認する。 アース線がアース端子に確実に接続されていることを目視及び触手で確認する(二重絶縁構造の場合は、その旨のマークがあれば対象外とする。)。 | <ul style="list-style-type: none"> 電源接続部の異常発熱やトラッキング、電源電線の被覆の損傷、差し込みプラグ部分のトラッキングは、発煙、発火の原因となるおそれがある。 機器のアースが確保されていないと、感電事故に至るおそれがある。 |
| | | 機械室 | (1)機械室に著しいほこりその他の異物の混入がないこと。 (2)電気部品、回路基板、内部配線又は充電部に水漏れ跡がないこと。 | 機械室に著しいほこりなどの異物が混入していないことを目視で確認する。また、電気部品、回路基板、内部配線又は充電部に水漏れ跡がないことを目視で確認する。 | <ul style="list-style-type: none"> 機械室でのトラッキングは、発煙、発火、感電の原因となるおそれがある。 機械室に漏れ出した水がつたって、電気系統の劣化に影響するおそれがある。 |
| | | 電源スイッチ部 | 電源スイッチの接続部に変形又は変色がないこと。 | 電源スイッチの接続部に変形又は変色がないことを目視で確認する。 | 電源スイッチの接続部の異常発熱は、発煙、発火の原因となるおそれがある。 |
| | | ヒーター部(構造上確認できない箇所に設置されているものを除く。) | ヒーター接続部に変形又は変色がないこと。 | ヒーター接続部に変形又は変色がないことを目視で確認する。 | ヒーター接続部の異常発熱や腐食は、発煙、発火の原因となるおそれがある。(「構造上確認できない箇所」とは、点検するためには破壊を伴う、又は破壊の危険性がある構造(ポッティング加工など)となっている箇所。) |
| | | モーター部(構造上確認できない箇所に設置されているものを除く。) | (1)モーター接続部に変形又は変色がないこと。 (2)モーターの回転に異常がないこと。 | モーター接続部に変形又は変色がないことを目視で確認する。また、試運転時に異常な回転音がないことを傾聴で確認する。 | <ul style="list-style-type: none"> モーター接続部の異常発熱やリード線の被覆の損傷は、出口部絶縁劣化の原因となるおそれがある。 モーターの軸受け劣化は、異 |

| 型式の区分 | | 点検基準 | | 点検内容の解説 | 主要な安全視点 |
|---------------------------------|------|------|--|---|---|
| 要素 | 区分 | 点検項目 | 点検内容 | | |
| 回路基板(構造上確認できない箇所に設置されているものを除く。) | | | | | 常発熱、さらには発煙、発火の原因となる。(「構造上確認できない箇所」とは、点検するために破壊を伴う、又は破壊の危険性がある構造(ポッティング加工など)となっている箇所。) |
| | | | | | 回路基板に著しい変色がないことを目視で確認する。 |
| | 内部配線 | | (1)配線の結束部の外れがないこと。 (2)配線の被覆に損傷がないこと。 (3)配線の屈曲部に変色又は損傷がないこと。 (4)接続コネクターに変形又は変色がないこと。 | 内部配線の結束部の外れ、配線被覆の損傷、屈曲部の変色又は損傷、接続コネクターに変形又は変色がないことを目視で確認する。 | 回路基板の接触不良による異常発熱は、発煙、発火の原因となるおそれがある。 (「構造上確認できない箇所」とは、点検するために破壊を伴う、又は破壊の危険性がある構造(ポッティング加工など)となっている箇所。) |
| | | | | | • 内部配線が振動などにより結束部が外れてさらに振動しやすい状態になると、発煙、発火につながる危険性が増大する。 • 配線のストレスを示す被覆の損傷や、屈曲部や接続コネクターの異常発熱は、発煙、発火の原因となるおそれがある。 |
| 絶縁抵抗試験 | | | 絶縁抵抗値が $1M\Omega$ (二重絶縁構造のものにあっては $3M\Omega$)以上であること。 | 絶縁抵抗計により測定し、絶縁抵抗値が 1 メガオーム (二重絶縁構造のものにあっては 3 メガオーム)以上であることを確認する。 | 絶縁抵抗値が十分でないと、感電事故に至るおそれがある。 |